

# ○公立七日市病院 臨地実習受入実施要綱

令和4年10月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立七日市病院（以下「病院」という。）において、保健、医療、福祉に係る人材を養成する大学、専門学校、高等学校等の各種学校等（以下「教育機関」という。）からの依頼により、実務に係る研修を受ける者（以下「実習生」という。）を受け入れるにあたり、必要な事項を定める。

(受入の手続き)

第2条 病院において実習生の受入を希望する教育機関は、公立七日市病院院長（以下「院長」という。）に対して、原則として実習を希望する年度の前年度の3月末までに、公立七日市病院臨地実習生受入申込書（様式第1号）に必要な資料を付して申込みを行うものとする。ただし、申込時に具体的に実習生が決定していない場合は、実習開始日の1ヶ月前までに公立七日市病院臨地実習生決定届（様式第2号）により届け出なければならない。

2 院長は、必要に応じて受入時期等の申込みのあった各教育機関と調整の上、受入れの可否を決定し、公立七日市病院臨地実習生の受入通知（様式第3号）により各教育機関に通知するものとする。

3 受入れが困難な場合には、その旨を各教育機関に伝え、必要に応じ教育機関間で調整を図らせるものとする。

(委託料等の負担)

第3条 院長は、教育機関及び実習生に対し、実習に要する費用として第10条に定める契約書に基づいた料金を求めるものとし、一方、実習生に対し報酬、賃金、その他実習に伴う一切の経済的利益を与えないものとする。

(実習期間)

第4条 実習期間は、教育機関の希望を尊重し、院長が指定する。

(実習時間)

第5条 実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(服務)

第6条 実習生は、実習中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

2 実習生は、実習中、富岡地域医療企業団職員が遵守すべき法令、条例等及び実習先の職員の指示に従わなければならない。

3 実習生は、個人情報等実習中に知り得た情報（公開されているものを除く。）について、一切漏らしてはならない。また、実習終了後においても同様とする。

4 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表するときは、事前に病院長の了解を得ることとする。

(実習の中止)

第7条 院長は、次の各号に該当すると認められた場合には、実習を中止することができるものとする。

(1) 実習生が前条の規定による服務義務に従わない場合又はその他の理由により実習を継続することが困難なとき。

(2) 実習を継続することにより病院の業務に支障が生じたとき、又はそのおそれがあると

き。

(3) 実習の目的を達成することが困難であると認められたとき。

2 教育機関は、実習を中止するときは、公立七日市病院臨地実習辞退届（様式第4号）により届出なければならない。

（事故責任）

第8条 実習生又は教育機関は、実習中の事故により実習生が損害を受ける場合に備え保険に加入するとともに、事故が起きた場合には実習生自ら又は教育機関において対応しなければならない。

2 実習生が故意又は過失により公立七日市病院又は第三者に損害を与えた場合は、実習生及び教育機関は、連携して責任を負わなければならない。

3 院長は実習生に対し、公立七日市病院臨地実習生ワクチン接種歴と罹患歴届（様式第5号）の提出を求めることとする。また、その他必要に応じて健康に関わる資料の提出を求めることができ、その状況によっては、実習の受入を断ることができるものとする。

（感染対策）

第9条 実習生は、院長が別に定めるガイドラインにしたがって、感染対策に努めるものとする。

（契約書等）

第10条 教育機関は、遵守すべき事項について院長と公立七日市病院臨地実習委託契約書（様式第6号）により、実習開始日の2週間前までに契約締結するとともに、次条の規定による誓約書の遵守について、実習生に指導を図らなければならない。

2 様式第6号に定める項目等を具備していれば、教育機関ごとの契約に関わる独自資料等を付帯しても構わない。

（誓約書等）

第11条 教育機関及び実習生は、臨地実習に係る機密保持及び個人情報保護等に関する誓約書（様式第7号）について、実習開始日までに院長に提出しなければならない。

（雑則）

第12条 この要綱における様式について、各項目を具備しているものであれば、教育機関ごとの独自様式を用いても差し支えないものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、実習に関し必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。